

「清里の森」借地権の権利譲渡について

「清里の森」借地権の権利譲渡について、その手続きを簡単にご説明するとともに必要書類を送付いたします。

権利譲渡をされる場合には名義書換承諾料（20万円）がかかりますがご承知おきください。

文中、「借地人」とは現在の借地人の方を、「譲受人」とは新たに借地人となられる方を意味します。

① **恩賜県有財産借受人名義変更申請書（第1号様式）** を提出していただきます。

借地人→中北林務環境事務所

借地人の方から申請していただきます。

共有名義の申請については、代表となる方へ「委任状」を提出していただきます。

添付書類につきましては次のとおりとなります。

添付書類

（譲受人が個人、法人共通）

- 1 借地人に係る印鑑登録証明書
- 2 「清里の森」申込書（個人用・団体用（法人の場合））
譲受人に記載・押印していただきます。
押印は印鑑証明が取れる印を使用してください。
譲受人が共有となる場合は、契約・借地料金の納入などのため代表者を決めていただきます。
この場合、代表となる方への「委任状」を合わせて提出していただきます。
- 3 譲受人に係る印鑑登録証明書
譲受人が共有となる場合は共有者全員のもの
- 4 建物に係る平面図等（今回不要）
建築当時と変わらなければ添付不要です。
- 5 権利の譲渡に係る契約書またはこれに準ずる書類のコピー
（借地人と譲受人との間で交わした借地権付き別荘の売買等の契約書等）
- 6 権利の譲渡に係る媒介を依頼した媒介契約書のコピー
- 7 媒介した業者の宅地建物取引業者免許証のコピー
※ 6、7は仲介業者（不動産業者）が仲介に入っている場合に提出していただいています。仲介がない場合は「誓約書」を提出してください。
- 8 山梨県暴力団排除条例に係る誓約書（第5号様式）

（譲受人が個人である場合）※共有の場合は共有者全員のもの

- 9 譲受人に係る住民登録票謄本
- 10 連帯保証書（印鑑登録証を添付）

連帯保証書の提出が困難な場合は、資産・収入等を確認できる書類
例) ・譲受人に係る給与所得の源泉徴収票または納税証明書のコピー等
・権利の譲渡及び別荘としての使用に関する限度での、譲受人に係る資産等に関する証明として定期預金証書のコピー等

- (譲受人が法人である場合) ※共有の場合は共有者全員のもの
- 9 譲受人に係る商業登記簿謄本
 - 10 連帯保証書 (印鑑登録証を添付)
連帯保証書の提出が困難な場合は直近2期分の決算報告書
 - 11 譲受人の会社案内等 (概要がわかるもの)

この他にも内容審査に必要な場合、別の書類の提出をお願いする場合があります。

以上のものを添付のうえ、郵送で1部提出していただきます。

- ②譲受人 (新借地人) の方と、中北林務環境事務所で面談を行います。
契約書や自然保護協定の内容等をご説明し、理解を得ることを目的としたものです。

③書類審査

- ④審査で問題なければ譲受人 (新借地人) と契約となります。

名義書換承諾料 (20万円) を借地人 (もとの借地人の方) に納付していただいたことが確認できてから、賃貸借契約書及び自然保護協定を譲受人の方と締結いたします。

なお、年度中途での譲渡などの場合、その年度の借地料は当事者間で清算していただくこととなります。

- ※ 土地又は建物に何らかの登記がある場合は、抹消又は移転等の登記を行っていただくこととなります。

借地権の登記がなされている等で変更登記を行う場合に登録免許税を積算するための賃借権の評価書が必要となる場合があります。

交付申請用紙が必要な場合は、その旨お申し付けください。

〒407-0024 韮崎市本町4丁目2-4
山梨県中北林務環境事務所
県有林課 管理・森林利用担当
電話 0551-23-3091 (直通)
FAX 0551-23-3251